

論点整理及び取りまとめに向けた議論

第 1 養育費債権に付与される先取特権の上限額について

1 第 2 回検討会までの論点整理

先取特権の上限額については、同制度を利用する当事者にとっての明確性の観点等から、特定額を定めた上、扶養を受けるべき子の数を乗じて算出するという枠組みにつき、概ね異論はなかった。

一方、先取特権の具体的な上限額の決定については、協議・調停等により定められた養育費の額に関する統計資料を踏まえ、平均的な収入に基づいて算定表により算出される養育費の額も参照しつつ、一般債権者保護の観点にも配慮しながら、「子の監護に要する標準的な費用の額」の大部分を捕捉できる金額を検討することとした。

なお、養育費の債権者に劣後する他の一般債権者を保護する観点から、先取特権の認められる額が過度に高額となることを避けるため、さらに、先取特権を行使できるこどもの人数や期間などに制限を設けることも検討した。しかし、先取特権は、「子の監護に要する費用として相当な額」の範囲内で、実際に取り決められた養育費の額について行使できるところ、適正に取り決められた養育費については、こどもの生活の保護の観点から、相当な額の範囲内であれば一般債権者より優先的に保護されるべきであること等から、更なる制限は設けないこととした。

2 具体的な額の決定に関する検討の視点

(1) 協議・調停等により定められた養育費の額等に関する統計資料

令和 5 年の最高裁判所事務総局「司法統計年報 3 家事編¹」によれば、調停離婚、協議離婚届出の調停成立又は審判離婚の事件において、母を監護者と定めた未成年の子の数が 1 人ないし 3 人の場合、夫から妻への養育費支払額の合計金額は次の表のとおりである。

月額	子 1 人	子 2 人合計	子 3 人合計
2 万円以下	10.3%	9.1%	10.7%

¹ <https://www.courts.go.jp/app/files/toukei/719/012719.pdf>。毎年集計されており、令和 5 年の統計については、令和 6 年 5 月 31 日付けで公表された。

4万円以下	35.7% (46.0%)	27.2% (36.3%)	21.4% (32.1%)
6万円以下	28.2% (74.2%)	24.6% (60.9%)	21.0% (53.1%)
8万円以下	11.6% (85.8%)	17.2% (78.1%)	10.3% (63.4%)
10万円以下	6.3% (92.1%)	9.1% (87.2%)	15.4% (78.8%)
10万円超え	7.9% (100%)	12.8% (100%)	21.2% (100%)

※ () 内の数値は、枠ごとの割合を累積した数値。

また、令和3年の日本加除出版株式会社「協議離婚制度に関する調査研究業務報告書²」によれば、協議離婚において、第1子ないし第3子につき、子1人ずつの養育費取決め額は次の表のとおりである。

月額	第1子	第2子	第3子
2万円未満	28.1%	36.6%	40.5%
4万円未満	36.2% (64.3%)	44.7% (81.3%)	48.6% (89.2%)
6万円未満	19.4% (83.7%)	12.2% (93.5%)	2.7% (91.9%)
8万円未満	7.0% (90.7%)	3.3% (96.7%)	2.7% (94.6%)
10万円未満	6.2% (96.9%)	1.6% (98.4%)	0% (94.6%)
10万円以上	3.1% (100%)	1.6% (100%)	5.4% (100%)

※ () 内の数値は、枠ごとの割合を累積した数値。

なお、令和3年度の全国ひとり親世帯等調査³によれば、母子世帯における養育費の1世帯平均月額は、こどもの数が1人の場合4万468円、

² <https://www.moj.go.jp/content/001346483.pdf>。法務省からの受託に基づき、令和3年3月8日から10日にかけて実施した調査結果が、同年4月に公表された。

³ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/11920000/001027808.pdf>。おおむね5年ごとに実施されており、令和3年度の調査については、令和3年11月1日時点の調査結果が、令和4年12月26日に公表された。

こどもの数が2人の場合5万7954円、こどもの数が3人の場合8万7300円である。

(2) 平均的な収入に基づいて算定表⁴により算出される養育費の額

家庭裁判所の家事調停等の実務においては、父母の収入や子の年齢及び人数により簡易迅速に養育費等の目安を算出することを目的として、算定表が用いられている（算定表における養育費等の算定方法の考え方については、第1回検討会資料第2の2「検討の参考としての養育費の算定方法」を参照。）。

この点、令和3年度のひとり親世帯等調査によれば、離婚を理由とするひとり親世帯のうち、母子世帯が95万世帯、父子世帯が10.4万世帯であり、母子世帯が約9割を占めている。

そして、同調査によれば、母子世帯の母自身の平均年間就労収入は約236万円であり、令和5年分の国税庁「民間給与実態統計調査⁵」によれば、民間の事業所における給与取得者のうち男性の平均給与は約569万円である。

これを養育費の算定表（0～14歳の子1人）に当てはめると、月額「4～6万円」の枠に該当し、養育費の算定表（15歳以上の子1人）に当てはめると、月額「6～8万円」の枠に該当する。

第2 法定養育費の額について

1 第2回検討会までの論点整理

法定養育費の額については、同制度を利用する当事者にとっての明確性の観点や省令は機動的に対応も可能であること等から、物価等を変数とする計算式を定めるのではなく、特定額を定めた上、扶養を受けるべき子の数を乗じて算出するという枠組みにつき、概ね異論はなかった。

一方、法定養育費の具体的な額の決定については、法定養育費の額が債務者の収入等の実際の扶養能力と無関係に一律に定められること、法定養

⁴ https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html。「養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究」をテーマに、東京及び大阪の家庭裁判所所属の裁判官を研究員とする司法研究が行われ、その研究報告として令和元年12月23日に公表された。

⁵ https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2023/pdf/R05_000.pdf。毎年実施されており、令和5年度の調査については、令和5年12月31日時点の調査結果が、令和6年9月25日に公表された。

育費の制度が飽くまでも当事者の協議等による取決めがされるまでの暫定的・補完的な性質を有しており、より高額な養育費の請求をする場面では当事者間の協議等に委ねるのが相当であることを踏まえる必要がある。

その上で、衣食住のほか、教育等に掛かる費用をどこまで法定養育費の対象として捕捉すべきかを含め、「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額」について検討した上、債権者側が養育費以外にも得られる収入や債務者側の負担にも留意しながら、金額を検討することとした。

2 具体的な額の決定に関して参考となる制度及び統計資料

(1) 生活保護制度における最低生活費の算出方法

生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法⁶（令和5年10月）によれば、「最低生活費」は、①生活扶助基準（第1類及び第2類）及び加算額（障害者・母子世帯等・児童を養育する場合など）、②住宅扶助基準、③教育扶助基準・高等学校等就学費、④介護扶助基準及び⑤医療扶助基準等を加算して算出される。なお、①生活扶助基準のうち、第1類費は、飲食物費、被服費等の個人単位で消費する費用に相当するもの、第2類費は、光熱費、家具什器購入費等の世帯全体で消費する費用に相当するものである。

①生活扶助のうち第1類費は、年齢及び地域の級地に応じて基準額が定められており、法定養育費の対象となる0歳から17歳の年齢につき、全級地の平均額を算出すると、4万2872円となる。

①生活扶助のうち第2類費は、人員及び地域の級地に応じて基準額が定められており、2人世帯の基準額から1人世帯の基準額を控除すると、1万270円となる。

①の加算額は、障害者については、障害程度等級及び地域の級地に応じて1万5380円から2万6810円、母子世帯等については、児童1人の場合、地域の級地に応じて1万6100円から1万8800円、児童を養育する場合については、児童1人につき1万190円という基準額が定められている。

②住宅扶助は、地域の級地に応じて4万900円から5万3700円の範囲内で実際に支払っている家賃・地代が計上される。

③教育扶助等は、小学生2600円、中学生5100円、高校生5300円の基準額が定められている。

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/001152601.pdf>。生活保護基準は、おおむね5年ごとに改定が行われており、現行の基準は、令和5年10月時点のもの。

④介護扶助及び⑤医療扶助は、介護等にかかった介護費、診療等にかかった医療費の平均月額が計上される。

なお、生活保護費は、このような基準により算出される「最低生活費」から収入を差し引いた差額が支給されるところ、収入としては、就労による収入のほか、年金、児童手当等の社会保障給付や親族による援助等も含まれる。

(2) 家計収支に関する統計資料

ア 令和5年の家計調査年報（家計収支編）⁷

2人以上の世帯（平均世帯人員2.9人、世帯主の平均年齢60.2歳）の消費支出は、月平均額29万3997円であり、費目別に見ると、下記のとおりである。

○ 「食料」	8万6554円
○ 「住居」	1万8013円
○ 「光熱・水道」	2万3855円
○ 「家具・家事用品」	1万2375円
○ 「被服及び履物」	9644円
○ 「保健医療」	1万4728円
○ 「交通・通信」	4万2838円
○ 「教育」	1万 448円
○ 「教養娯楽」	2万9765円
○ 「その他消費支出」	4万5777円

イ 令和元年の全国家計構造調査⁸（旧全国消費実態調査）

母子世帯（母親と18歳未満の未婚のこどもの世帯、平均世帯人員2.44人、世帯主の平均年齢39.2歳）の消費支出は、19万6379円であり、費目別に見ると、下記のとおりである。

○ 「食料・外食」	5万1451円（26.2%）
○ 「住居」	2万8671円（14.6%）
○ 「光熱・水道」	1万5121円（7.7%）

⁷ https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/pdf/fies_gaikyo2023.pdf。調査は毎月実施されており、調査結果は原則として調査月翌々月に公表されるほか、年平均の結果をまとめた「家計調査年報」が翌年6月頃に公表されている。

⁸ <https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/pdf/gaiyou0305.pdf>。5年ごとに実施されており、令和元年度の調査については、令和元年10月及び11月の調査結果が、令和3年2月26日に公表された。なお、令和6年10月及び11月にも調査が実施されたが、現時点ではその結果は公表前である。

○ 「家具・家事用品」	6088円（3.1%）
○ 「被服及び履物」	8837円（4.5%）
○ 「保健医療」	6481円（3.3%）
○ 「交通・通信」	3万1421円（16.0%）
○ 「教育」	9033円（4.6%）
○ 「教養娯楽」	1万5514円（7.9%）
○ 「その他消費支出」	2万3762円（12.1%）

(3) 児童手当・児童扶養手当の支給額

ア 児童手当

児童手当は、児童手当法に基づき、児童を養育している者に支給される。支給額は、児童が3歳未満の場合は、1人当たり月額1万5000円（第3子以降は3万円）、児童が3歳以上高校生年代までの場合は、1人あたり月額1万円（第3子以降は3万円）である。

イ 児童扶養手当

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、父母が婚姻を解消した児童等の監護者等に支給される。支給額は、養育者らの所得に応じて、第1子につき月額4万5500円から1万740円（第2子以降は、月額1万750円から5380円の加算）である。

3 具体的な額の決定に関して検討すべき論点

(1) 子の年齢区分を設定することの要否

養育費の算定表では子の年齢区分が設定されていることを参考にして、法定養育費の額を決定するに当たっても、子の年齢区分を設定すべきではないかという意見もあった。

もともと、法定養育費が暫定的・補充的な性質を有すること、同制度を利用する当事者にとっての明確性や手続が複雑になることを防ぐ観点等からすると、子の年齢区分は必要ないとも考えられる。

(2) 義務者側が低収入となるケースを考慮することの要否

法定養育費は、父母が離婚した場合、父母の収入等にかかわらず一定額の養育費を請求することができる制度であるところ、支払義務者側が権利者側よりも低収入となるケースも存在する。

このようなケースとしては、民間給与実態統計調査等によれば母親が義務者側である場合が多いと考えられるところ、令和3年度の全国ひと

り親世帯等調査によれば、父子世帯の父自身の平均年間就労収入は約496万円で、令和5年度の民間給与実態統計調査によれば、民間の事業所における給与取得者のうち女性の平均給与は約316万円である。

これを養育費の算定表（0～14歳の子1人、15歳以上の子1人）に当てはめると、いずれも月額「2～4万円」の枠に該当する。

また、令和3年度の全国ひとり親世帯等調査によれば、父子世帯における養育費の1世帯平均月額、こどもの数が1人の場合2万2857円、こどもの数が2人の場合2万8777円、こどもの数が3人の場合3万7161円である。

(3) その他⁹

第3 日割り計算の方法について

⁹ 例えば、養育費を考える際に、親によるこどもへの時間投入の価値を子育て費用に反映すべきであるという考え方について、第2回検討会資料第5の大石亜希子氏（千葉大学大学院社会科学研究院教授）のヒアリング結果を参照。